

「ふくしまの酒地域案内人」認定要領

福島県観光交流局県産品振興戦略課

1 目的

この要領は、「ふくしまの酒」のガイド役となる者を「ふくしまの酒地域案内人」として認定・情報発信することにより、既存ファン及び今まで知らなかった層への認知度向上を図るとともに、県内におけるふくしまの酒に係る気運醸成を目的とする。

2 定義

この要領において「ふくしまの酒地域案内人」とは、ふくしまの酒地域案内人認定要件（以下「認定要件」という。）に適合するものとして認定された、ふくしまの酒の認知度向上及び魅力発信を行う、県内の酒屋（小売酒販）事業・旅館ホテル関連事業に携わる者（個人）をいう。

3 申請者の要件

（１）ふくしまの酒地域案内人の認定の申請をする者（以下「申請者」という。）は、以下のとおりとする。

①福島県内の酒屋事業に携わる者（個人）

※酒類小売業免許を持つもの、1事業者あたり1名とする。

②福島県内の旅館ホテル関連事業に携わる者（個人）

※3年以上の勤務実績を有するもの、1事業者あたり1名とする。

加えて、事業者においてふくしまの酒を取り扱っていること、又は認定後においてふくしまの酒を取り扱うこと。

③その他知事が認める者（個人）

（２）前項の規定に関わらず、次に該当する者とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 認定要件

次の事項を満たすことを認定要件とする。

- ・申請者の要件に該当する者

5 募集

ふくしまの酒地域案内人の認定申請の募集については、別に定める。

6 申請

5で定める募集期間内において、趣旨に賛同し、認定要件を満たした申請者は、ふくしまの酒地域案内人認定申請書（様式1）、誓約書（様式2）を知事に提出するものとする。

7 不誠実行為の禁止

申請者は、認定の申請にあたって、事実と異なった内容等の不誠実行為を行ってはならない。

8 現地調査等

- (1) 知事は、申請者に対し、必要な場合は、職員に現地での調査を実施させることができる。
- (2) 知事は、申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。その場合の費用は申請者の負担とする。

9 事務局への付託

知事は、申請案件について調査の上、事務局にふくしまの酒地域案内人の選定を付託する。

10 事務局による選定

- (1) 事務局は、付託された申請案件について、次の事項を審査し、ふくしまの酒地域案内人の選定を行う。
 - ① 認定要件に対する適合
 - ② ふくしまの酒地域案内人としての総合的妥当性
- (2) 審査に関することは別に定める。

11 認定の決定

- (1) 知事は、事務局の選定結果に基づき、認定要件に適合した者に対し、ふくしまの酒地域案内人認定証を交付するとともに、認定を受けた者を公表するほか、ふくしまの酒 県内気運醸成・消費拡大プロモーション事業施策において積極的なプロモーションを行う。
- (2) 知事は、事務局の選定結果に基づき、認定要件に適合しない者に対し、様式3により通知を行う。

12 認定内容の変更手続き

認定を受けた者は、認定を受けた申請書記載事項に変更が生じたときは、ふくしまの酒地域案内人認定申請事項変更届出書（様式4）により、速やかに知事へ提出しなければならない。

13 認定有効期限

認定を受けた日からとし、当面は終期を設定しない。

14 認定を受けた者の責務

認定を受けた者は、ふくしまの酒に係る正しい情報発信と魅力発信に努めるものとし、継続しての気運醸成を図ることとする。

15 報告

知事は、必要に応じて認定を受けた者から認定状況に関して報告を求めることができる。

16 認定の取り消し

- (1) 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消

すことができる。なお、この場合、認定者は遅滞なく県に認定取消届（様式5）を提出し認定証を返却又は廃棄するとともに、広告物等における「ふくしまの酒地域案内人」の名称の使用を速やかに停止するものとする。

- ①認定を受ける要件を欠くに至ったとき。
- ②虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ③認定要件に適合しないと認められたとき。
- ④公序良俗に反する又はそのおそれのあることが認められたとき。
- ⑤事業活動を中止又は廃止したとき。

(2) 知事は、認定を取り消したときは、その旨を様式6により当該事業者に通知を行う。

17 損害に対する責任

知事及び事務局は、本事業が第1の目的のもとに行われることに鑑み、ふくしまの酒地域案内人が行う事業活動により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

18 認定者の公表

知事はふくしまの酒地域案内人について、必要な事項を公表することができる。

19 事務処理

この認定に関する事務処理等の事務局は、商工労働部観光交流局県産品振興戦略課が行う。

20 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、令和6年7月17日から施行する。